## 別記様式第1号(第12条関係)

受付番号	平成26年	第 3 号
受付日	平成26年	4月 1日
送付日	平成 2 6 年	4月 1日
答弁受理日	平成 2 6 年	4月18日

# 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤清助
所管部局	市立四日市病院

### 【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

#### 文書質問

2014年4月1日 市議会議員 加藤 清助

私は、四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、以下 文書質問いたします。

#### < 質問テーマ >

市立四日市病院が民・民契約の一部を公務で「受託」する「委託」契約の適法性を問う

#### < 質問趣旨 >

市立四日市病院は平成26年1月1日から平成26年3月31日までを期間とする委託契約をワタキューセイモア株式会社 近畿店と平成25年11月7日付けで契約を行った。

この契約は、入院患者が入院生活上必要な寝間着・タオル・おむつ・テイッシュ・歯ブラシ・シャンプーなどのセットを選択し、株式会社エランに料金を振り込み、病院指定業者と言うワタキューセイモア株式会社が注文商品(CSセット)を市立四日市病院内各階のストックヤードに補充すると、入院患者の選択した商品を病院職員が注文に応じて商品を運び提供する内容となっています。

「CSセット」の利用申し込み・口座振替用紙の回収はじめ、この商品利用にあたっての入院患者からの質問に答える問答集も市立四日市病院職員への説明会で配布され、対応指示書にもとづく患者対応が周知されています。

事実、当該商品サービスにおいて、病院内に「CSサービス」の宣伝広告が各所に貼りだされ、あたかも市立四日市病院が当該サービスを行っているものとさえ錯覚するありさまで、商品サービスの受注及び注文患者への商品提供を病院職員が公務時間中に行っている実態を確認しました。

私は、そもそも民間株式会社が入院患者との間で直接利用契約を結び、商品 を提供する営利事業に、自治体病院の職員が公務時間中にその業務にかかわる ことは、地方公務員法第35条「職員は、法律または条令に特別の定がある場 合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と言う地方公務員の職務に専念する義務規定に抵触し、地方公務員法違反ではないのかとの疑念を抱くものです。

また、当該契約は「委託契約書」とあり、甲、すなわち業務委託者が市立四日市病院、乙、すなわちワタキューセイモア株式会社が業務受託者として、 委託契約書において、

- 1. 委託業務の名称 日用品及びオムツセット提供業務委託
- 2. 委託業務の場所 四日市市芝田2丁目地内
- 3. 委託期間 平成26年1月1日から平成26年3月31日まで
- 4. 委託手数料 提供単価 日額480円 委託手数料 日額96円 (他プランによる提供単価及び委託手数料を記載している)
- 5. 委託手数料 部分払いの回数2回以内及び完了払い
- 6. 契約保証金 免除

とし、第1条から第21条にわたる契約事項を明記し、別紙に「個人情報取り扱い事項」「仕様書」なるものを添付し取り交わしている。

しかるに、この委託契約の実態は、当該契約書で委託者は市立四日市病院と明記しながらも、実態はワタキューセイモア株式会社が委託者であり、市立四日市病院は受託者であることが明らかとなった。

およそ、民・民契約における業務を市立四日市病院が受託すると言う行為、 すなわち民間の契約事業を自治体が介在し、業務受託するという契約が一般的 にあり得るのか、その適法性、根拠、判例があるのか疑問である。

同時に、地方自治法 第6節「契約」は、地方自治体の契約に関する法規定であるが、その解説には「地方自治体の締結する売買・請負等の契約は、「原則として」一般私法の適用を受けるとしても、地方公共団体という行政主体を当事者とするがゆえに、私人間の同種の契約には存しない特殊な法的制約を課される必要のあることは否定できない、さしあたり、売買・請負等の契約に基づいて支出されるのは住民の税金等を基礎とする公金であり、それを浪費することのない公正で確実な契約締結が求められる、とあります。

市立四日市病院は当該入院案内において、入院患者のみなさまへの案内書に おいて「入院生活上必要な日用品・寝巻・おむつ等は入院患者ご自身でご準備 ください」としており、入院患者の求めに応じて提供することを病院業務としていないのであります。

係る趣旨及び事実確認にもとづき以下質問するものであり、回答を求めます。

#### <質問>

- 1. 入院患者の日用品・寝巻・おむつ類の提供は、市立四日市病院の本来業務ですか?
- 2. 本委託契約の委託者は甲、市立四日市病院、受託者は乙 ワタキューセイモア株式会社となっていますが、病院は何を委託しているのですか?
- 3. 当該商品サービス事業は、民間業者と入院患者の2者間の契約ですか?
- 4. 質問趣旨にも述べたように当該契約は委託と受託がさかさまの契約書ではないのですか?
- 5. 民と民の契約に地方自治法及び地方公務員法の適用をうける市立四日市病院が介在し、民間業者の仕事を受託できる法的根拠をお示しください。
- 6. 前記同様に、病院職員が地方公務員法「職務専念」に抵触して、民・民 契約の業務を行っており、病院が組織的に行っている行為ではありませ んか?
  - 本来業務で多忙な病院職員に民間業者の下請け業務を負わせることは 患者対応業務に支障を及ぼす結果につながりませんか?
- 7. 「手数料」を「労役費」として契約相手から受け取れば法に抵触しないと言うのでしょうか? 「手数料」の積算根拠をお示しください。
- 8. 委託契約書第9条に「行政財産の使用について」とあり、乙、すなわち ワタキューセモイア株式会社が行政財産をその目的外に使用する場合は 使用許可申請を甲(病院)に行い、使用許可を得なければならないと規 定していますが、行政財産の目的外使用許可申請は行われていますか及 び許可しましたか?

- 9. 前項の行政財産の目的外使用、病棟各階の「倉庫(商品ストックヤード)」 を許可している場合、その使用料はいくら徴収しているのですか? 使用料及び積算根拠をお示しください。
- 10. 当該「CSサービス」に関して、特定1社しか案内していません。 病院が1社を推奨するサービスだと誤解を与えていませんか? また、入院患者に対して、患者が契約業者に支払う利用料から病院がそ の下請け手数料を得ている旨の説明・表示責任が必要ではないかと思い ますがいかがお考えですか?
- 11.本契約案件は公の病院における契約の機会の公平性に欠けるのではないですか?

入院患者が同業他社を選択、契約した場合それを拒むことはできますか?

- 12. 当該サービス、委託契約による開始に先立ち、病院職員に対し時間外に「説明会」を開催してきていますが、時間外労働手当はいくら要したのですか?
  - これらの事前必要経費は契約相手方への手数料収入に積算されたのですか?
- 13.病院の担う主体的業務に専念しなければならない病院職員が、1~2月でのべ入院患者数の20%の契約利用に対応する仕事が発生していますが、病院業務への影響、病院職員への負担増はどう把握・認識されていますか?
- 14.平成26年度市立四日市病院事業会計において、当該契約による「医業外収益」をいくら計上していますか?
- 15.私の2月からの「委託契約」の矛盾、指摘に対して「契約書」の見直し を進められていると聞き及んでいます。

当該委託契約は、平成26年3月31日までが期間となっていました。 平成26年4月1日以降はどういう契約で対処されているのですか? 平成26年3月31日時点で担当課に確認したところ、未だ4月1日からの契約書は「準備中」で「不存在」であることを確認しました。 しかし、当該サービスに対する病院対応は継続しているとのことです。 と言うことは「契約締結」のない状態で行為が行われていると言うことですか?

また、新たな契約書締結を4月1日にさかのぼって取り交わすのですか?

何を、どう見直すのでしょうか。

問題点の正確な認識がなければ見直しできるものではなく、再び誤るのではないかと警鐘を鳴らさざるを得ないがいかがな見解をお持ちですか?

16.この間、本事案について様々ヒヤリングもさせていただきましたが、 なぜこのような未熟なかつ、あってはならない法認識の欠如とも言える 「委託契約」になったのか。

当局の総括と今後をお尋ねいたします。

以上